

## 「託送供給等約款」見直しの概要

### 【2020年2月1日実施の変更内容】

#### 1. 損失率<sup>※1</sup>の見直し

損失率については、託送料金を設定する際に、将来における系統の状況等を踏まえて設定しておりますが、実際の損失率に近づけるべく、過去3年分の実績の平均値に見直しました。

#### 【見直し後の損失率】

電 圧	現 行	見直し後
低圧で供給する場合	9.0%	7.6%
高圧で供給する場合	4.7%	4.3%
特別高圧で供給する場合	1.7%	1.9%

※1 損失率とは、発電所で発電された電気が需要家に供給されるまでの間に失われる電力量（送電ロス）を算定する比率をいい、小売電気事業者等は、需要場所で消費される電力量とこれに係る送電ロスの合計に相当する量の電気の調達を行います。

### 【2020年4月1日実施の変更内容】

#### 2. FIT電源<sup>※2</sup>に係る発電計画の運用見直し

FIT電源の特例発電バランシンググループ（FIT特例①）<sup>※3</sup>の発電計画については、現行、実需給当日の前々日16時に、当社から小売電気事業者等に通知しておりますが、予測誤差の低減を目指すため、前日6時にも、最新情報にもとづく発電計画を通知するよう見直しました。

※2 再生可能エネルギーの固定価格買取制度にもとづく再生可能エネルギー電源

※3 FIT発電事業者と電力供給契約を締結した小売電気事業者等が設定する発電バランシンググループで、FIT電源種の特徴を踏まえ、一般送配電事業者が発電計画を策定・小売電気事業者等に通知を行うもの。

#### 3. 系統連系技術要件<sup>※4</sup>の見直し

再生可能エネルギー電源の導入拡大に伴い、系統の安定化に必要となる調整力を確保するため、火力発電設備等が具備すべき調整力機能等に関する技術要件および風力発電の出力変動緩和対策等に関する技術要件等を、系統連系技術要件に反映しました。

※4 電力供給の安定と質の維持および系統運用の保安維持のため、発電設備等が当社の系統へ連系するにあたり必要となる技術的な要件

以 上